

【一般用】

貸 出 手 順

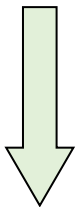
ライブラリーには、たくさんの教材があり無料で借りることができます。利用目的にあった教材をお選びください。教材の目録は盛岡教育事務所のホームページ『視聴覚ライブラリー』に掲載されています。

上映したい教材が決まったら、さっそく借りてみましょう！

電話1本で簡単に借りられます。上映後、教材等の返却時に利用報告書を1枚提出していただくだけです。ホームページに掲載されていない教材もありますので、上映に関して何でもご相談ください。

【利用例】 公民館、児童センター、学童、子ども会行事、町内会行事、高齢者施設、会社研修等
(各種団体及び無料上映に限る。個人で視聴したり、上映料金を徴収する場合は貸出できません。)

1. 予 約



- ・電話又はFAXで上映日、借用期間、上映作品をお知らせください。借用期間は最長5日間、借用本数は3本となっていますが、他に予約が入っていないければ延長ができ、本数を増やすこともできます。
- ・映写ボランティアの派遣を希望する方は、会場・上映時間などもお知らせください。会場の大きさ、設備などについて確認いたします。

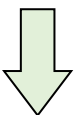
※貸出教材・機材 下記参照

2. 借 用



- ・教材、機材はライブラリーまで、受け取りに来ていただくことになりますが、受付時間内に来ることが出来ない場合は、合同庁舎の守衛室に預けることもできます。
- ・ご希望の方には『宅配便』で送ります。(教材のみの場合)
送付代金はライブラリー負担、返却代金は利用者負担となります。
- ・『視聴覚教材・機材 利用申込書 兼 報告書』をお渡しいたします。上映後記入していただき、返却時に提出してください。

3. 上 映



- ・16mmフィルム上映の場合、映写機は必ず『16ミリ映写機操作技術講習修了証』をお持ちの方が操作してください。
- ・映写ボランティアが上映の場合は、上映開始 約1時間前に伺います。

4. 返 却

- ・教材、機材等、入れ忘れが無いかわかり必ずチェックして返却してください。
- ・次に利用される方のために返却日は厳守してください。
- ・万が一、返却が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。
- ・教材を発送する場合は、必ず追跡できる方法(ゆうパック・ヤマト便・佐川急便など)で、緩衝材で梱包したうえで、割れ物扱いで送っていただくようお願いします。

※『視聴覚教材・機材 利用申込書 兼 報告書』提出

貸出できる教材

・16ミリフィルム ・DVD ・ビデオ

貸出できる機材

※機材だけの貸出はできません

・16ミリフィルム用映写機 ・DVDデッキ ・ビデオデッキ ・プロジェクター ・スピーカー
・スクリーン ・遮光用黒幕 ・クリップ(黒幕止め用) ・電源用延長コード



〒020-0023

盛岡市内丸11番1号 合同庁舎 8階

盛岡教育事務所内

中央地域視聴覚ライブラリー

TEL 019-651-0331 fax 019-629-6754

(平日 8:30~17:00 土日祝休み)